

#### 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

##### （事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)

を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則(抄)

(以下、省略)

## 「自殺総合対策大綱」のポイント



- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

### 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について **詳細な調査や分析**をすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ **子どもの自殺危機に対応していくチーム**として学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の**長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用**等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「**こども家庭庁**」と連携し、**子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備**。

### 2 女性に対する支援の強化

- ▶ **妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策**を「**当面の重点施策**」に新たに位置づけて取組を強化。

### 3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ **地域の関係者のネットワーク構築**や支援に必要な情報共有のための**プラットフォームづくり**の支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

### 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進**。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた**総合的な施策の更なる推進・強化**。

- 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
- 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。 1

## 「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
  - ・自殺への影響について情報収集・分析
  - ・ICT活用を推進
  - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
  - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
  - ・こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
  - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する(新)**
  - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 重点施策の拡充内容については、P.3・4
1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
  2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
  3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
  4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
  5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
  6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
  7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
  8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
  9. 遺された人への支援を充実する
  10. 民間団体との連携を強化する
  11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
  12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
  13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

### 第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下） ※令和2年：16.4

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
  - ・指定調査研究等法人（いのち支える自殺対策推進センター）が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
  - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
  - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

# 「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

<p><b>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成</li> <li>■ 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援</li> <li>■ <b>地域自殺対策推進センターへの支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自殺対策推進センター長の設置の支援</li> <li>・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援</li> </ul> </li> <li>■ 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進</li> </ul>	<p><b>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施</li> <li>■ <b>児童生徒の自殺対策に資する教育の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進</li> </ul> </li> <li>■ <b>自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自殺は、その多くが思い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及</li> <li>・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談機関等に集約される情報の活用等の検討</li> </ul> </li> <li>■ <b>子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺等の事案について詳細な調査・分析</li> <li>・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進</li> <li>・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握</li> </ul> </li> <li>■ <b>コロナ禍における自殺等の調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・うつ病等の精神疾患の病態解明等につなげる学際的研究</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進</li> <li>■ 連携調整を担う人材の養成</li> <li>■ かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上</li> <li>■ 教職員に対する普及啓発</li> <li>■ 介護支援専門員等への研修</li> <li>■ <b>ゲートキーパーの養成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者を含めたゲートキーパー養成</li> </ul> </li> <li>■ <b>自殺対策従事者への心のケア</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等支援</li> </ul> </li> <li>■ <b>家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援</b></li> </ul>
<p><b>5. 心の健康を支える環境の整備と心の健康づくりを推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>職場におけるメンタルヘルス対策の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施</li> </ul> </li> <li>■ 地域における心の健康づくり推進体制の整備</li> <li>■ 学校における心の健康づくり推進体制の整備</li> <li>■ 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進</li> </ul>	<p><b>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置</li> <li>■ <b>精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実</li> </ul> </li> <li>■ <b>子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの心の診療体制の整備</li> </ul> </li> <li>■ うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策</li> </ul>	<p><b>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化</b></li> <li>■ <b>ICT（インターネット・SNS等）活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。</li> </ul> </li> <li>■ <b>インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進</li> <li>・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施</li> </ul> </li> <li>■ <b>ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援</b></li> <li>■ <b>性的マイノリティの方等に対する支援の充実</b></li> <li>■ 関係機関等の連携に必要な情報共有</li> <li>■ <b>自殺対策に資する居場所づくりの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進</li> </ul> </li> <li>■ <b>報道機関に対するWHOガイドライン等の周知</b></li> <li>■ <b>自殺対策に関する国際協力の推進</b></li> </ul>	<p style="text-align: right;">3</p>

# 「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

<p><b>8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備</li> <li>■ 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実</li> <li>■ <b>医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備</li> <li>・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進</li> </ul> </li> <li>■ 居場所づくりとの連動による支援</li> <li>■ <b>家族等の身近な支援者に対する支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発</li> </ul> </li> <li>■ 学校、職場等での事後対応の促進</li> </ul>	<p><b>9. 遭された人への支援を充実する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遺族の自助グループ等の運営支援</li> <li>■ <b>学校、職場等での事後対応の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進</li> </ul> </li> <li>■ <b>遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進</li> </ul> </li> <li>■ 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</li> <li>■ <b>遺児等への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタラー等となっている遺児の支援強化</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>10. 民間団体との連携を強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 民間団体の人材育成に対する支援</li> <li>■ 地域における連携体制の確立</li> <li>■ <b>民間団体の相談事業に対する支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充</li> </ul> </li> <li>■ 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援</li> </ul>
<p><b>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>いじめを苦にした子どもの自殺の予防</b></li> <li>■ <b>学生・生徒への支援充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進</li> <li>・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進</li> <li>・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築</li> <li>・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保</li> </ul> </li> <li>■ <b>SOSの出し方に関する教育の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進</li> <li>・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築</li> </ul> </li> <li>■ <b>子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進</li> </ul> </li> <li>■ <b>知人等への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり</li> </ul> </li> <li>■ <b>子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>長時間労働の是正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進</li> <li>・勤務時間インターバル制度の導入促進</li> <li>・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進</li> <li>・副業・兼業への対応</li> </ul> </li> <li>■ <b>職場におけるメンタルヘルス対策の推進</b></li> <li>■ <b>ハラスメント防止対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>13. 女性の自殺対策を更に推進する</b> <span style="float: right;">(新設)</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>妊産婦への支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進</li> </ul> </li> <li>■ <b>コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援</li> <li>・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実</li> <li>・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援</li> </ul> </li> <li>■ <b>困難な問題を抱える女性への支援</b></li> </ul>

### 資料3 長野県自殺対策連絡会議開催要綱

---

#### (目的)

第1 近年の自殺者数の増加を受けて「自殺対策基本法」が制定され、国及び地方公共団体は必要な施策を策定・実施することとされた。

また、自殺の原因としては個人的な要因に加え、様々な社会的要因が複雑に関係していることから、自殺予防に向けた多角的な検討と総合的な対策を検討する上で、有識者等の意見を聴くため、長野県自殺対策連絡会議(以下、「連絡会議」という。)を開催する。

なお、連絡会議は、地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

#### (会議事項)

第2 連絡会議は、次の事項について構成員の意見を聴く。

- (1) 自殺の発生状況やその背景の調査・分析
- (2) 自殺対策に向けた取組みの検討
- (3) 取組の成果についての検証
- (4) その他自殺対策に関する事項

#### (構成)

第3 連絡会議は別表に掲げる職にあるものをもって構成する。

2 県は、特に必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

#### (座長)

第4 連絡会議に座長を置く。

#### (補則)

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成19年2月16日から施行する。

#### (略)

#### 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

長野県自殺対策連絡会議構成員

令和4年度

所 属	職 名
信州大学	医学部精神医学教室教授
長野県精神科病院協会	精神科医師
長野県医師会	総務理事
長野県弁護士会	弁護士
長野県経営者協会	専務理事
連合長野	事務局長
長野県民生委員児童委員協議会連合会	副会長
長野いのちの電話	理事長
長野労働局	健康安全課長
長野産業保健総合支援センター	所 長
長野県市長会	事務局次長
長野県町村会	総務課長
長野県消防長会	副会長
長野県公認心理師・臨床心理士協会	会 長
長野県看護協会	精神科看護師長
長野県司法書士会	社会問題対策委員長
長野県精神保健福祉士協会	理 事
日本精神科看護協会長野県支部	教育委員長
長野県薬剤師会	理 事
長野県チャイルドライン推進協議会	会 長
長野県保健所長会	保健所長
長野県精神保健福祉センター	所 長



## 資料4 長野県子どもの自殺対策プロジェクトチーム開催要綱

### (目的)

第1条 次代を担う子どもが、健やかに生まれ、たとえ困難に直面しても安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、子どもの自殺の実態を踏まえた適切な対策の検討、評価、検証を通じて、生きることの包括的な支援を推進するため、「子どもの自殺対策プロジェクトチーム」(以下「チーム」という。)を開催する。

なお、チームは、地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

### (会議事項)

第2条 チームは、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 子どもの自殺の背景及び要因の調査分析に関すること
- (2) 子どもの自殺の背景分析の結果を踏まえた子どもの自殺対策の検討に関すること
- (3) 子どもの自殺対策の取組の評価・検証に関すること
- (4) その他子どもの自殺対策の推進に関すること

### (構成)

第3条 チームは、座長、座長代理及び構成員をもって構成する。

2 座長は知事、座長代理は教育長をもって充てる。

3 構成員は、次の各号に掲げる者の中から座長が依頼する。

- (1) 精神科の医師
- (2) 自殺対策に取り組む民間団体の支援者
- (3) 子どもの権利擁護等に取り組む民間団体の支援者
- (4) 子ども・若者の自立支援に取り組む民間団体の支援者
- (5) 中学校長及び高等学校長
- (6) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー
- (7) 児童相談所の児童福祉の専門職員
- (8) その他子どもの自殺の実態について精通していると認める者

4 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を依頼し、又は出席を求めることができる。

### (ワーキンググループ)

第4条 子どもの自殺対策に係る具体的なデータや対策の細部の調査研究、検討等を行うため、座長が必要と認める庁内関係課の実務担当職員等により、ワーキンググループを開催することができる。

2 ワーキンググループにおいて研究等した事項は、チームに報告するものとする。

3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別途定める。

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

## 子どもの自殺対策プロジェクトチーム構成員名簿

令和4年度

職	氏 名	所属及び職
座 長	阿部 守一	長野県知事
座長代理	内堀 繁利	長野県教育委員会教育長
構成員	北村 康彦	長野県中学校長会長 長野市立柳町中学校長
//	駒瀬 隆	長野県高等学校長会長 長野県飯田高等学校長
//	佐々木 尚子	長野県教育委員会スクールカウンセラー (公認心理師・臨床心理士)
//	清水 康之	特定非営利活動法人 ライフリンク代表
//	塚田 由美	中央児童相談所長
//	長岡 秀貴	特定非営利活動法人 侍学園スクオーラ・今人 理事長
//	西沢 宏	エクセラン高等学校長
//	本田 秀夫	精神科医師 信州大学医学部子どものこころの発達医学教室教授
//	宮寄 貞子	長野県教育委員会スクールソーシャルワーカー
//	森田 舞	コーチングアカデミー長野校校長 ゆめサポママ@ながの共同代表
//	矢島 宏美	特定非営利活動法人 子ども・人権・エンパワメントCAPながの代表 長野県教育委員

五十音順、敬称略

**第4次長野県自殺対策推進計画**

～「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を目指して～

令和5年3月発行

長野県健康福祉部保健・疾病対策課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-235-7109(直通)

FAX 026-235-7170

ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/>